

6月1日から7日は第66回水道週間です

「たいせつに みずはみんなの たからもの」(ポスター)

神崎町の水道は、町民の皆様の生活基盤施設として、昭和36年より水道水の供給を行っており、小中学校などの主要施設をはじめ、8割を超える町民の皆様方にご利用いただいております。

今年も厚生労働省等とともに「たいせつに みずはみんなの たからもの」を標語として、皆様の水道へのご理解をより深めて頂きたい、6月1日から7日までを「水道週間」としてまいります。



▼安全な水道水をご家庭へ

日本の水道水は、安心して飲むことができます。これは、国が定めた厳しい基準をクリアした水道水が各家庭に届けられているからです。私たち神崎町の水道水も安心して飲むことができます。

▼水道を利用するときは

新しく水道を引き込む場合は、神崎町指定給水装置工事事業者へご相談ください。申請から施工まで指定事業者が行います。

また、新規に水道加入される場合や、口径を大きくする場合は、給水申込負担金が必要になります。

▼宅地内の水道工事について

漏水修理やメーター器の移動などは、指定事業者にご相談下さい。

(神崎町の水質データ、指定給水装置工事事業者、給水申込負担金等については、水道事業のホームページに掲載しておりますのでご覧ください。)

▼水道メーターの交換について

計量法に基づき、水道メーターの交換を約8年に1度実施しております。交換の対象となるお客様宅に水道事業職員がお伺いして交換しますので、交換の際にはご協力頂きますようお願いいたします。なお、メーター交換工事は無料で行います。

▼水道料金の計算は検針から

水道の使用量を確認する検針は、毎月上旬に、神崎町が水道料金等事務を委託している第一環境(株)の職員が行っております。

検針の際、使用量が非常に多い場合や、漏水と思われる時には、検針員がお客様にご連絡をするようにしております。

▼月に一度は給水装置の確認を

給水装置は所有者が維持管理する必要があります。

月に一度はメーター器の蓋を開けて、漏水の有無の確認や、メーター器の周囲をきれいにしましょう。

▼料金のお支払方法

口座振替、コンビニ支払い、スマホ決済が便利です。お支払方法の変更は手続きが必要です。

- 水道料金に関する問合せ 第一環境(株) ☎ 024-4545
- その他水道に関する問合せ まちづくり課 水道事業 ☎ 024-3322

▶神崎町町内指定給水装置工事事業者 (五十音順)

指定給水装置工事事業者名	住所	電話番号
(有) 大竹設備	神崎町小松144	☎ 024-3334
大 利 根 建 設 (株)	神崎町郡1416	☎ 024-2844
椿 建 設 (株)	神崎町古原甲698	☎ 024-2326
村 田 設 備	神崎町毛成1171	☎ 024-2388
(有) 山 城 設 備	神崎町小松742	☎ 024-2873
弥 六 商 店 (株)	神崎町神崎本宿2010	☎ 024-3015



出典 (公社) 日本水道協会